（様式5）

GTIE主幹機関またはSU創出共同機関の学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合の知財の取り決めに関する様式です。

提出時には、注釈（ピンク字）を削除してください。

**大学発新産業創出基金事業**

**スタートアップ・エコシステム共創プログラムに係る確認書**

国立研究開発法人科学技術振興機構　理事長　殿

　私は、国立研究開発法人科学技術振興機構の大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラムの研究開発課題を推進するにあたり、下記の事項を研究代表者として、私の指導教員、及び、プログラム共同代表者とともに確認しました。

１）プログラム（共同）代表者が、委託研究契約における「研究担当者」として、委託研究契約の条項および公募要領 3.5「総括責任者、SU創出共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等」(1)に記載された事項を遵守すること。また、指導教員も本事項を遵守するために協力すること。

２）委託研究契約別記４「知財条項」第８条第２項に基づき、委託研究の成果に係る知的財産権の取扱いについて、私と所属機関の間で取り決めを行うことについて所属機関が合意したこと。

西暦で記入して下さい

　　年　　月　　日

学生記載欄

・在籍機関名：

・役職/学年：

・研究代表者氏名：

指導教員記載欄

・所属機関名：

・役職：

・指導教員氏名：

研究代表者が所属する機関のプログラム（共同）代表者記載欄

・プログラム（共同）代表者氏名：

プログラム代表者又はプログラム共同代表者は各大学等のGTIE事業推進の責任担当者です。こちらのWebサイトをご参照ください。<https://gtie.jp/team2/>

ただし、年度替わりで代表者が変更されている大学等もございますので、各大学のGTIE担当部門（募集要領「3. 問い合わせ先」に記載）にご確認ください。

**大学発新産業創出基金事業**

こちらの様式は大学等機関の「規程・規定」として知財が学生に帰属することが「明文化」されている場合に使用します。一般論・慣習として、学生の教育・研究にかかる知財が原則学生に帰属することとされている場合には必要ありません。（GTIE東京科学大学事務局）

**スタートアップ・エコシステム共創プログラムに係る確認書（別紙）**

**（在籍機関の規定において知的財産権が学生に帰属する場合）**

国立研究開発法人科学技術振興機構　理事長　殿

　私は、国立研究開発法人科学技術振興機構の大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラムの研究開発課題を推進するにあたり、私の在籍機関の規定において在籍学生の発明に基づく知的財産権は原則として学生に帰属することを確認しました。これを受け、本委託研究の成果として生じた発明に基づく知的財産権が私に帰属することとなった場合は、確認書２）に定める委託研究の成果に係る取扱の例外として、下記の事項を研究代表者として、私の指導教員、及び、プログラム（共同）代表者とともに確認しました。

３）委託研究の成果に係る知的財産権が学生である私に帰属するにあたって、産業技術力強化法第17条の趣旨に則り、委託研究契約別記４「知財条項」第2条から第7 条における乙の義務と同一の義務を私が負うこと。また、私の在籍機関は、私の当該義務が履行されるよう促し、必要な支援を行うこと。

４）「大学等における職務発明等の取扱いについて（平成28 年3 月31 日 文部科学省 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）」にみられる職務発明の捉え方等を鑑み、将来、委託研究の成果に係る知的財産権を在籍機関帰属とする場合があること。また、当該知的財産権を在籍機関帰属とした場合は、委託研究契約別記４「知財条項」に定める乙の義務を在籍機関が遵守すること。

西暦で記入して下さい

　　年　　月　　日

学生記載欄

・在籍機関名：

・役職/学年：

・研究代表者氏名： （自署）

指導教員記載欄

・所属機関名：

・役職：

・指導教員氏名： （自署）

研究代表者が所属する機関のプログラム（共同）代表者記載欄

・プログラム（共同）代表者氏名： （自署）